規制の事前評価書（要旨）

【代替案なし】

政策の名称		リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和
担当部局		総務省　消防庁　予防課　危険物保安室　　電話番号：03-5253-7524　　e-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期		令和５年４月
規制の目的、内容及び必要性等		【規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）】 リチウムイオン蓄電池設備について、屋外に設置する場合に一定の要件を満たす場合は政令の規定の一部を適用しないこととする特例を設ける改正を行わなければ、事業者は引き続き従前の政令の基準を満たす必要があり、コストの削減を図ることができない（導入費、維持管理コストなど）。 【課題及び課題の発生原因】 リチウムイオン蓄電池設備について、屋外に設置する場合は特例がなく、同令第19条第１項により準用される同令第９条第１項の基準を満たす必要がある。リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合であっても、一定の要件を満たせば、出火及び類焼の危険性が低く、消火活動の困難性や他の建築物等への延焼の蓋然性が低いと考えられ、政令の基準の一部を適用しない場合も安全が確保できると考えられるところ、現状では特例が設けられておらず、事業所に過大に負担をかけることになる。 【規制の内容】 １. リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の基準の特例について 屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備について、幅3メートル以上の保有空地を確保し、堅固な基礎の上に固定し、キュービクル又はコンテナに収納し、告示に定める出火・類焼対策の規定に準拠している場合（指定数量の100倍以上を取り扱うものについては、冷却するための散水設備を備え付けているときに限る）に、政令の「保有空地」、「流出防止用の囲い」、「地盤面の危険物が浸透しない構造、適当な傾斜及び貯留設備の設置」及び「電気設備の防爆規制」の規定（以下、「保有空地等の規定」という）を適用しないこととすることができるようにする。 ２. 特例により屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備の消火設備について 保有空地等の規定を適用しない場合の、屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備の消火設備の技術上の基準について、指定数量の30倍以上を取り扱うものについては、大型消火器及び消火器を、指定数量の30倍未満を取り扱うものについては、消火器を設置することとする。
規制の費用		
	（遵守費用）	本改正による追加の遵守費用は発生しない。
	（行政費用）	本件改正により火災件数が増加した場合に増加要因を確認することが考えられるが、火災件数の増加要因は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。
規制の効果（便益）		
	（直接的効果（便益））	
	（副次的・波及的な影響）	既存のリチウムイオン蓄電池設備は改正後も基準を満たしていることに変わりなく、本改正により事業者が負担する新たなコストは発生しない。 また、安全面についても、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策のあり方に関する検討会」（座長：三宅淳巳　横浜国立大学　理事・副学長）において安全が確認された緩和のみを行うものである。 よって、副次的・波及的な影響は見込まれない。
費用と効果（便益）の関係		
その他関連事項		【事前評価の活用状況】 検討会の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。 なお、規制改革実施計画（令和４年６月７日閣議決定）において、本改正について措置を講ずることとされている。
事後評価の実施時期等		【事後評価の実施時期】 本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね５年以内に事後評価を実施する。 【事後評価に向けて把握する指標（費用・効果等）】 消防本部からの火災報告により、屋外に設置されたリチウムイオン蓄電池設備を原因とする火災について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。
備考		